

令和2年6月17日
危機対策課
課長 荒木 浩一
電話：076-225-1480
内線：4280

「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針【暫定版】」の策定について

新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、出水期を迎え、豪雨や台風災害が発生する危険性が高まっており、避難所における集団感染が懸念されています。

避難所を開設する際には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場面）を回避するなど、感染症対策に万全を期すことが重要です。

このため、県では、避難所において、感染予防や感染拡大の防止を図り、避難された住民の安全安心を確保するため、市町や防災士、自主防災組織等の避難所運営者向けに、避難所開設前、避難所開設・運営時の対応に分けた、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針【暫定版】」を策定しました。

詳細は、県ホームページ「[避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針【暫定版】](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/hinansyouneshishin.html)について」をご覧ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/hinansyouneshishin.html>